

# 青森県報

第三百六十一号

令和三年  
九月十七日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
  - 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……二
  - 生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
  - 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
  - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
  - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(三八地域) ……三
  - 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(県民局) ……三
  - 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(行政経営課) ……三
  - 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……四
  - 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……四
  - 県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) ……五
- 選挙管理委員会
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)あつては

その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(事務局) ……五

### 人事委員会

○人事委員会規則二一三二(聴聞の手續に関する規則)等の一部を改正する規則……………(職員課) ……六

### 収用委員会

○公示による通知……………(監理課) ……六

○右 同……………(同) ……七

## 告 示

### 青森県告示第六百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日
いなぎ調剤薬局	つがる市稲垣町吉出鴨泊五の一七	令和 三・六・三〇
おいらせ調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九	三・七・三

青森県告示第六百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年九月十七日

青森県知事 三村 申 吾

名称	おいらせ調剤薬局	所在地	上北郡おいらせ町上明堂九	指 定 日	令和 三・八・一
名称	稲生薬局	所在地	十和田市稲生町一九の五	指 定 日	三・九・一

青森県告示第六百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月十七日

青森県知事 三村 申 吾

区分	居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業所	所在地	変更 年月日
変更前	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
変更後	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
	社会福祉法人桜木会	むつ市中央二丁目一三の五	居宅介護支援事業所	むつ市小川町一丁目一三の六〇 むつ市大湊新町三〇の一〇	令和 三・八・一

青森県告示第六百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月十七日

青森県知事 三村 申 吾

居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業所	廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	
名称	主たる事務所の所在地	名称	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四の一	アースサポート 弘前	令和 三・八・二四
		弘前市大字小比内四丁目五の一	

青森県告示第六百三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年九月十七日

青森県知事 三村 申 吾

名称	おいらせ調剤薬局	所在地	上北郡おいらせ町上明堂九	廃止 年月日	令和 三・七・三
----	----------	-----	--------------	-----------	-------------

青森県告示第六百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
おいらせ調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九	令和三年九月十七日

青森県告示第六百三十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
加入区 の名称	場 所
三 沢	三沢市漁業 協同組合
発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間
三沢市さつきヶ丘一丁目二三の七九 坂 岡 正 彦	令和三年九月 一七日から同 年一〇月一日 まで
三沢市大津三丁目一二の三四七 長 根 彰 伸	

三沢市三川目二丁目六六の六  
柿 本 芳 秀

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 一式
  - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総務部行政経営課  
青森市新町二丁目四の三〇
  - 三 契約の方法  
一般競争入札
  - 四 落札者を決定した日  
令和三年八月六日
  - 五 落札者の名称及び住所  
株式会社青森共同計算センター  
青森市第二問屋町三丁目一〇の二六
  - 六 落札金額  
二千二百六十一万六千円
- （本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和三年八月十一日から令和八年十月三十一日である。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、五か月相当分である。）

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされないと判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年六月二十五日

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース青柳店

青森市青柳二丁目九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

NTT・TCリース株式会社

東京都港区港南一丁目二の七〇

代表取締役 成瀬明弘

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更 年月日	令和 三・五・七
-------	--	-------	--	-----------	-------------

四 届出年月日

令和三年九月二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年九月十七日から令和四年一月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年一月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和三年九月十七日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

千島 福弥	賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地 青森市大字四戸橋字富田二〇六のうち
		青森市	

千島 福弥	青森市	青森市大字四戸橋字富田二〇六のうち ほか三筆
株式会社三浦農園	南津軽郡藤崎町	青森市浪岡大字杉沢字山元四五四の三 二三
株式会社三浦農園	南津軽郡藤崎町	青森市浪岡大字増館字宮元二六ほか五 筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町字放森二〇の一
田中 一十美	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字鶴喰字下川原一七六

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、二股地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年九月二十一日から同年十月十九日まで

三 縦覧の場所  
今別町役場

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

令和三年九月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和三年九月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二一、六二一人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二三五、一三一人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区 六、三九四人

西津軽郡選挙区 五、一四四人

南津軽郡選挙区 六、三九五一人

北津軽郡選挙区 七、四二六一人

上北郡選挙区 二七、二一〇一人

三戸郡選挙区 一八、八九六一人



青森市選挙区	七九、六三二
弘前市選挙区	四八、六〇一人
八戸市選挙区	六三、九二二人
黒石市選挙区	九、三五七人
五所川原市選挙区	一八、五五八人
十和田市選挙区	一七、一八三人
三沢市選挙区	一〇、七〇六人
むつ市選挙区	二〇、三〇〇人
つがる市選挙区	九、〇九八人
平川市選挙区	一一、五三二人

### 人事委員会

人事委員会規則二―三二（聴聞の手續に関する規則）等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月十七日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

#### 人事委員会規則二―三二（聴聞の手續に関する規則）等の一部を改正する規則

（人事委員会規則二―三二（聴聞の手續に関する規則）の一部改正）

第一条 人事委員会規則二―三二（聴聞の手續に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第三項中「主宰者は、」を削り、「」に「」には、「」に、「記載するとともに、これに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

（人事委員会規則一―一一（不利益処分についての審査請求に関する規則）の一部改正）

第二条 人事委員会規則一―一一（不利益処分についての審査請求に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項及び第三十二条第二項中「記載し、審理を担当した人事委員会の

の委員又は事務局長及び審理調書を作成した事務職員が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に、「委員又は事務局長の」を「人事委員会の委員又は事務局長及び審理調書を作成した事務職員の」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 収用委員会

#### 公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

令和三年九月十七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について（通知）

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県県土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、令和三年十月八日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

#### 別表

氏 名	住 所

持分2分の1 木野日 岩藏	不明 ただし、登記事項証明書の住所 上北郡横浜町字百木20番地
持分2分の1 (亡) 中島 喜助 法定相続人 毅下 博	不明 ただし、戸籍の附票の住所 愛知県名古屋市長久山1103番地 (平成25年3月8日職権消滅)
持分2分の1 (亡) 中島 興吉 法定相続人 喜助	不明 ただし、戸籍の附票の住所 静岡県伊豆市下船原23番地 (平成24年8月21日職権消滅)

公示による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条第三項の規定により、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

令和三年九月十七日

青森県収用委員会会長 赤津重光

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開始について(通知)
- 二 通知を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県土整備部監理課内
- 四 その他  
一の書類は、令和三年十月八日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏名	住所
(亡) 木野日 弥太郎 誠弘 法定相続人 木野日 誠弘	不明 ただし、住民票の除票の住所 神奈川県横浜市中区西保野1959番地 大藤建設 内

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円